

子育て世代・働くひとの視点で北本を変える！
安心をすべての人に届けたい

きたもと
well-being 通信



北本市議会議員
さくらい すぐる
桜井 卓



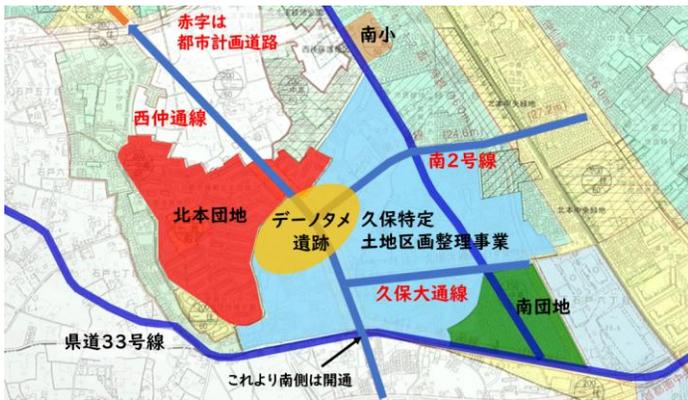
公式ホームページ
<http://sakuraisuguru.jp/>



第15号

～ 北本市の抱える難題について考える ～ デーノタメ遺跡の活用か区画整理事業の完遂か

久保特定土地区画整理事業の概要



久保特定土地区画整理事業は、北本市が施行中の土地区画整理事業です(上図の水色)。

平成8年度から施行され、当初計画では平成17年度に完了する予定でしたが、オオタカの営業確認やデーノタメ遺跡の発掘などにより事業見直しが必要となり、事業計画が変更されました。現在の計画では令和7年度に完了予定ですが、進捗は遅れています。令和元年度末の総事業費進捗率は43.0%で、**令和7年度の事業完了は絶望的**です。※進捗率は「彩の国の区画整理」による

事業計画では、総事業費は110.3億円となっていますが、さらなる事業変更が必要な状況にあります。地価も下落しており、保留地処分金も現行の計画額を大きく下回る見込みです。**総事業費や市の負担額が増大することは確実な情勢**です。

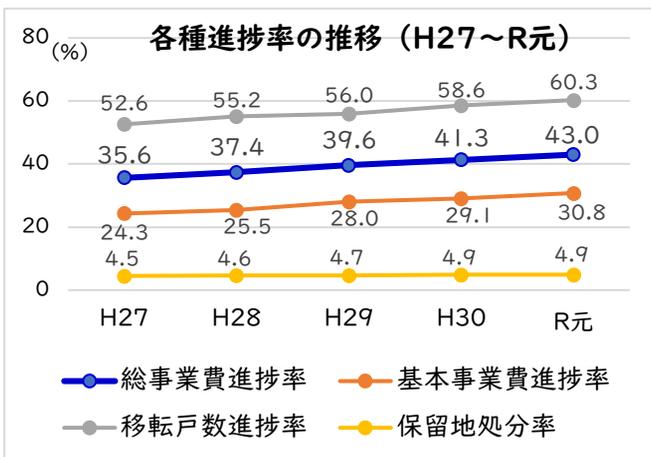
区画整理・都市計画道路・遺跡の共存

土地区画整理事業が進まない一番の原因は、区域内からデーノタメ遺跡が発見され、その希少性が認められたことです。この遺跡を残して観光資源とするのか、記録保存して計画どおり区画整理事業を完遂するのか、未だ方針が確定していません。

三宮市長は、土地区画整理事業とデーノタメ遺跡を共存させたい、つまり遺跡を残して活用したいと考えています。そのためには、土地区画整理事業の計画を大幅に見直す必要があります。遺跡上に計画されている2本の都市計画道路(西仲通線・南2号線)も、迂回又は中止する必要があります。遺跡の区域を除いての仮換地(土地の割り当て)のやり直しと地権者の合意形成は困難を極めるのではないかと思います。



(出典) 事業計画見直し検討業務報告書



令和元年度に実施した『久保特定土地区画整理事業計画見直し検討業務』の報告書は、デーノタメ遺跡保存方策によっては事業費の変更が必要で、遺跡保存関連事業費も増加する、市の財政見通しでは市税等収入の伸びが期待できず安定的な行政サービスを提供していくためには事務事業を取捨選択する(つまりは既存の行政サービスの一部を削る)必要がある、事業計画の変更により事業の更なる長期化を引き起こし権利者や市民等の合意形成が困難になる可能性がある、などと指摘しています。

デーノタメ遺跡の希少性

三宮市長は令和2年2月5日の記者会見で、デーノタメ遺跡を保存し、国史跡指定を目指して2023年春まで（市長の任期中）に文化庁に申請する方針を表明しました。



デーノタメ遺跡は、平成20年度の第4次調査において、水場遺跡から多量の漆塗土器と植物遺体が出土したことで全国的に注目を集めました。縄文時代の中期から後期の1200年続いた集落の保存状態が良く、特に中期集落は関東地方最大級の規模を誇っており、大規模集落と低地遺跡がセットで残された稀有な遺跡として、文化庁、県を始め、大学等の研究者からも高く評価されている、とのこと（令和元年12月議会市長答弁）。

しかし、吉見百穴、比企城館跡群など、県内だけでも21もの国指定史跡があります。今年3月、埼玉古墳群が史跡よりも更に価値の高い特別史跡に指定されました（全国63か所）。デーノタメ遺跡は、歴史的な価値は高くても、人が呼べるほどの観光資源にはならないのではないかと思います。

遺跡を残して活用するか、 それとも土地区画整理事業を完遂するか

前述のとおり、市長は2023年春までに文化庁に指定の申請をしたいとしています。

遺跡を残すためには、2021年度中に策定する『北本市第5次総合振興計画・後期計画』に明確

に位置付ける必要があります。後期計画の策定に当たっては、市民の意見を聴くパブリックコメントを実施し、市議会の議決を得る必要があります。

市民のみなさまにも意見を聴く機会がありますので、その際には積極的に、率直な意見を出していただきたいと思います。

私個人としては、デーノタメ遺跡の保存活用に伴う財政支出の大幅増加や事業の更なる長期化は市として受け入れ難く、事業計画どおり土地区画整理事業を完遂することを優先すべきと考えますが、さまざまなご意見があるかと思ひます。

みなさまからのご意見をお待ちしております。

子どもの権利条例の制定に向けて 議員有志の勉強会を設立！



私から全議員に呼びかけ、「子どもの権利条例勉強会」を立ち上げました。10月12日の第1回勉強会には全会派から計13人が参加しました。

令和2年第1回定例会においては、栄小学校の廃止にあたり教育委員会が一番の当事者である子どもたちの意見を十分に聴取していないことが判明しました。意見表明権は、子どもの権利条約に規定された、大変重要な権利です。

行政だけでなく市民全員が子どもの権利について理解を深め、これを尊重するとともに、具体的な権利擁護の仕組みを構築するため、**北本市独自の条例の制定が必要**と考えています。

まずは有志による勉強会から始めますが、議員提案による条例の制定を目指しています。今後、市民のみなさまにも意見をうかがいながら、条例が制定できるよう取り組んでまいります。

YouTube 公式チャンネルを開設！

「きたもとウェルビーイングチャンネル」を開設しました。市政に関する情報を、動画で分かりやすく解説します。



チャンネル登録
お願いします！

→→→→→



発行者 北本市議会議員 桜井 卓
住所 〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電話 090-9389-3572
メール sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com
Twitter @sakuraikitamoto

Twitter、YouTube、LINE、公式ホームページなどで市政に関する情報を発信しています。

お好みのメディアでフォロー、登録などお願いします！